

「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画策定等支援業務委託」

に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

横浜市立大学医学部・附属2病院等は、これまで市民の健康と命を支える最後の砦として、医療人材の育成・輩出や、高度で先進的な医療の提供など、様々な役割を果たしてきましたが、建物・施設のしゅん工から約30年が経過し、狭あい化、老朽化等に伴い、学生教育や医療提供等に支障が生じています。こうした課題の抜本的な解決、医療を取り巻く環境の変化へ適切に対応し、引き続き、市民の健康と命を支える「最後の砦」の存在としてあり続けるため、横浜市（以下、本市という。）ではその再整備の検討を進めており、令和2年度末に市が「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想(以下、構想という。)」を策定しました。

令和3年度から本市と、横浜市立大学(以下、市大という。)が一体となり、構想の具体化の検討に着手し、構想において再整備の最有力候補地として位置付けた「根岸住宅地区跡地」の返還の動向に合わせて「(仮)横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画(以下、基本計画という。)」の検討を進めていく予定としています。

そこで、本業務では令和3年度における基本計画の検討に係る調査・分析等を含む全般的な支援をすることを目的とします。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画策定等支援業務委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（政策局大学調整課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること又は、令和3・4年度横浜市一般競争入札参加資格者名簿（設計・測量等）に登載されていること（事業所の所在区分は不問）
- イ 営業種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」に登録していること（登録順位は不問）、又は種目「建設コンサルタント等の業務」、細目「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」に登録していること（登録順位は不問）
- ウ 過去5年間（平成28年度～令和2年度）に元受けとして、大学病院の再整備に係るコンサルティング業務のうち、本業務と同種・類似のコンサルティング業務の実績を有すること

- エ 公益財団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する「医業経営コンサルタント」の有資格者が雇用されていること。および、医業経営コンサルタントの有資格者を、総括責任者に配置すること
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- カ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- ク 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- コ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和 2 年 4 月 13 日）の規定による指名停止を受けていないこと
- サ 本業務の完了まで、業務を履行できること

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「令和 3 年度横浜市立大学医学部・附属 2 病院等の再整備基本計画策定等支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会」で行います。評価の着目点は、次の通りです。

- ア 業務実施体制は適切で、必要な人員が配置できているか。
- イ 配置予定者（統括責任者・担当技術者）が本業務に生かすことのできる十分な業務経験等を有しているか。
- ウ 再整備構想の具体化に向け、課題の抽出など検討を進める着眼点が的確か。
- エ 今後 3 年間の業務方針が的確で、本業務について、業務説明資料と整合が取れているか。
- オ ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

8 事務局

横浜市政策局大学調整課 中村、茜ヶ久保

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 電話 045-671-4273

プロポーザル実施スケジュール

